

令和5年2月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第2回）議事録

1. 開催日時 令和5年2月16日（木曜日）午後2時40分

2. 開催場所 大内農村環境改善センター

3. 出席委員（20名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
4 番 岡 部 五 一 郎	1 7 番 伊 藤 直 子
5 番 佐々木 亨	1 8 番 菅 原 文 克
6 番 小 野 晃 一	1 9 番 佐 藤 秀 孝
7 番 大 瀧 浪 雄	2 0 番 佐 藤 源 樹
8 番 小 松 健	2 1 番 庄 司 和 夫
9 番 小 松 幸 夫	2 2 番 伊 藤 剛
1 0 番 佐 藤 順	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席委員（3名）

1 1 番 佐 藤 崇
1 4 番 加 藤 三 敏
2 3 番 吉 尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和5年2月16日（木曜日） 午後2時40分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について

第 5. 議案第10号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 6. 議案第11号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 8. 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 9. 議案第14号 農地転用事業計画変更承認の件

第10. 議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う私用貸借権設定の件

第11. 議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第12. 議案第17号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第13. 議案第18号 由利本荘市農業委員会の委員等の実績給の支給に関する規則の一部改正について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
主席主査	渡邊美和	農政班長	小松貢治
農地班長	二見真之	主査	佐々木崇嗣
主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
主事(由利庶務班)	阿部健大	主任(大内庶務班)	松永希
主事(東由利庶務班)	遠藤龍介	主査(西目庶務班)	佐藤慎
主事(鳥海庶務班)	木内駿佑		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

8番 小松 健

9番 小松 幸夫

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年2月1日公示招集されました、令和5年第2回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

11番佐藤崇委員、14番加藤三敏委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告1号ならびに議案第10号から議案第18号までの計10件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、8番小松健委員、9番小松幸夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局より報告を求めます。

○事務局

(事務局による案件報告)

○議長

報告第1号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第10号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第10号について議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第10号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第11号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第11号について議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第11号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【4番・岡部五一郎委員手を挙げる】

○議長

4 番岡部五一郎委員。

○4 番・岡部五一郎委員

4 番岡部です。通番 10、こちらの地目が田になっていますが、話を聞いた時は畑でしたが。

○事務局

大変失礼いたしました。こちらは畑ということで訂正お願いいたします。

○議長

よろしいですか。

○4 番・岡部五一郎委員

はい。

○議長

他にご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第 11 号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 7、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の 1 番と 2 番につきましては、3 番佐藤喜勝委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 12 号 1 番と 2 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第 12 号 1 番と 2 番について議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第 12 号 1 番と 2 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 12 号 1 番と 2 番は、原案どおり承認することに、ご異議ございま

せんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号1番と2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第12号を議題としますが、本議案の3番につきましては、10番佐藤順委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤順委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第12号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第12号3番について議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第12号3番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号3番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号3番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤順委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたしますが、本議案の4番と5番につきましては、20番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第12号4番と5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第12号4番と5番について議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第12号4番と5番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号4番と5番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号4番と5番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第12号6番から82番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第12号6番から82番までについて議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第12号6番から82番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号6番から82番までは、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号6番から82番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第13号について議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第13号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第14号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第14号について議案書に基づき朗読。変更内容は建築施設の一部変更である。地域密着型の介護老人福祉施設を建設するにあたり、地域の交流エリアとして農地以外の土地と一体利用する計画で転用許可申請がなされ許可を受けたが、許可を受けた計画のうち、学生寮等の設置の計画を診療所の設置に変更するもの。今回の計画変更に伴う診療所の建築はほかに代替地がなく申請地を選定しているものであること、資金計画、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること、秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。）

○議長

議案第14号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第14号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第14号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第15号について議案書に基づき朗読。申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、議案第15号については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

○議長

議案第15号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(議案第15号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第15号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第15号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第15号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番と2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第16号1番について、議案書に基づき朗読。申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、議案第16号1番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

議案第16号2番について、議案書に基づき朗読。申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、議案第16号2番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第16号1番と2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(議案第16号1番と2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第16号3番について議案書に基づき朗読。申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、議案第16号2番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第16号3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

(議案第16号3番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第16号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第16号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第16号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第17号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、議案第17号1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第17号について議案書に基づき朗読。申請地は昨年8月の豪雨により土砂崩れ等の被害が発生した地域であり、県の治山事業の施設設置予定地として選定されたため申請があったもの。申請後、当該事業では施設を設置することができない農地であることが判明したが、申請地はいずれも平地部分と山間部の間に位置し、長期間耕作しておらず、雑木等が繁茂し、山林及び原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第17号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(議案第17号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第17号2番と3番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第17号2番について議案書に基づき朗読。申請地はいずれも10年以上耕作しておらず、雑木等が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。

議案第17号3番について議案書に基づき朗読。申請地はいずれも50年以上耕作しておらず、雑木等が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第17号2番と3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(議案第17号2番と3番について確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第17号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第18号「由利本荘市農業委員会の委員等の実績給の支給に関する規則の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書は18ページとなります。

お手元にお配りの議案第18号資料をご覧ください。

当会では、国の農地利用最適化交付金を財源として、委員の皆様の活動実績等に基づき上乘せ報酬をお支払いしてまいりました。交付金事業の活用にあたっては国が制定した実施要綱に基づいているところですが、今般同要綱が一部改正され運用に変更が生じたことから、関連する「由利本荘市農業委員会の委員等の実績給の支給に関する規則」を一部改正するものです。

同じ報酬算定条件化での改正前後の計算例を資料に掲載しておりますので、どのように運用が変わるのかイメージを掴んでいただければと思います。

まず報酬算定条件ですが、交付金額が94万円、委員数47名、全委員の活動時間数計を240時間、各委員の活動状況について記載のとおり、として算定いたします。

改正前の報酬額の計算方法ですが、交付金額94万円の半額を全委員に均等配分し、残りの半額を委員の活動時間割で配分しておりました。便宜上「均等割」と称しますが「均等割」は94万円を半額にするため2で割り、それを更に均等に配分するため委員数47で割ります。結果、一委員当たりの均等割額は1万円と算定されます。一方の「活動時間割」、こちらも便宜上の名称ですが、こちらについては、交付金額94万円の半額に全委員の活動時間数に占める各委員の活動時間数をかけ算定するため、A委員については240分の10をかけ19,583円（1円未満四捨五入）が算定され、均等割と活動時間割の合計が各委員の報酬額となります。

一方の改正後の報酬額の計算方法ですが、改正前は94万円一本の交付金額でしたが、改正後は「推進委員等の実績に応じた交付金」と「農業委員会の実績に応じた交付金」と明確に内訳が算定されるようになり、ここでは仮にそれぞれ66万円と28万円で算定いたします。いずれも委員報酬として活用することが可能ですが、推進委員等の実績に応じた交付金、ここでは66万円の方ですが、こちらは一月の平均活動日数が1日未満の委員には支給できないことになりました。

よって、農業委員会の実績に応じた交付金額、計算例では28万円の方ですが、これを委員に均等配分し、推進委員等の実績に応じた交付金額、計算例では66万円ですが、こちらを委員の活動時間数に応じて配分する、ただし、一月の平均活動日数が1日未満の委員の時間数は計算に含まず、また報酬の支給対象外として算定させていただくこととするのが、今回の改正の内容となります。具体的な算定例は資料の（改正後）の部分をご確認願います。また、新旧対照表および現在の規則について掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以上です。

○議長

議案第18号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。こちらの改正内容について理解したのですが、以前この交付金の関係で一月

の活動日数が0日であった推進員がいる農業委員会は交付金の支給対象外である、というような説明があったと思うのですが、この要綱は今でも有効でしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

今年度当初では、佐々木委員がおっしゃるように、1日未満の農業委員がいる農業委員会には交付金が支給されないということになっていました。その後、7月に要綱が改正になりまして、1日未満の農業委員がいる農業委員会全体ではなくて、その方個人に支給ができないという要綱の運用が変わったということでした。その変更については、以前皆さんにも内容について一文を差し上げていたところでありまして、それを含めまして今回の改正となったところであり、諮らせていただいたところでありまして。

○議長

佐々木委員、よろしいですか。

○5番・佐々木亨委員

承知しました。ありがとうございます。

○議長

他にご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案18号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時32分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 小 松 健

議事録署名委員 小 松 幸 夫